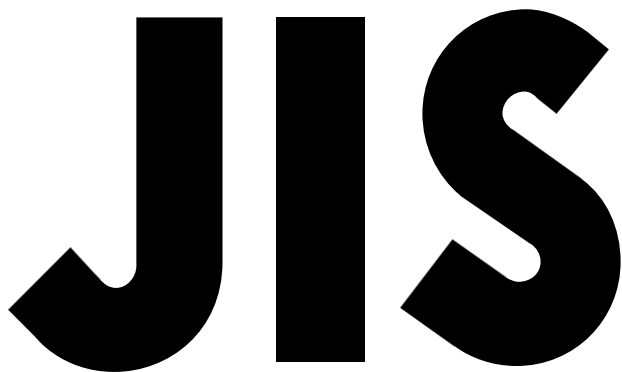




情報技術－人工知能（AI）－
AI マネジメントシステムの審査及び
認証を提供する機関に対する要求事項

JIS Q 42006 : 2026

(ISO/IEC 42006 : 2025)

(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	青 木 誠	独立行政法人情報処理推進機構
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)
官 報 掲 載 日：令和 8.8.20
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)
素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会（委員長 渡邊 創）
この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 原則	3
5 一般要求事項	3
5.1 法的及び契約上の事項	3
5.2 公平性のマネジメント	3
5.3 債務及び財務	4
6 組織運営機構に関する要求事項	4
7 資源に関する要求事項	4
7.1 要員の力量	4
7.2 認証活動に関与する要員	8
7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用	10
7.4 要員の記録	10
7.5 外部委託	10
8 情報に関する要求事項	10
8.1 情報の公開	10
8.2 認証文書	10
8.3 認証の引用及びマークの使用	10
8.4 機密保持	10
8.5 認証機関と依頼者との間の情報交換	11
9 プロセス要求事項	11
9.1 認証活動に先立つ事項	11
9.2 審査の計画作成	12
9.3 初回認証	14
9.4 審査の実施	14
9.5 認証の決定	15
9.6 認証の維持	15
9.7 異議申立て	16
9.8 苦情	16
9.9 依頼者に関する記録	16
10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項	16
10.1 マネジメントシステムに関する選択肢	16
10.2 選択肢 A：マネジメントシステムに対する一般要求事項	16

	ページ
10.3 選択肢 B : JIS Q 9001 に従ったマネジメントシステムの要求事項	16
附属書 A (規定) 審査工数	17
附属書 B (参考) 審査工数の計算例	22
附属書 C (参考) 認証文書のテンプレート	31
参考文献	33
解 説	34

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

情報技術—人工知能（AI）— AI マネジメントシステムの審査及び 認証を提供する機関に対する要求事項

Information technology—Artificial intelligence— Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems

序文

この規格は、2025 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 42006** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

人工知能（AI）システムを提供、開発若しくは利用する組織、又は供給者として市場に投入する組織のためのマネジメントシステムは、**JIS Q 42001** に従って構築される。これには、リスクマネジメント、データ保護、データ品質、情報及びサイバーセキュリティ、倫理、並びにアルゴリズムの妥当性確認及び検証のマネジメントに関する様々な特別な側面が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、従来のソフトウェアシステムのライフサイクルプロセスには、考慮し得る **ISO/IEC 5338**[1]で定義されている AI 固有のライフサイクル特性を含める必要がある。

JIS Q 42001 における適合性評価の対象及び **JIS Q 42001** に従ったマネジメントシステムにおいて必要な組合せ及び複雑なインタフェース機能は、認証機関がそのようなマネジメントシステムを認証する場合に、認証機関及びそのプロセスに対する特定の要求事項となる。認証機関は、AI マネジメントシステム (AIMS) をもつ組織の審査及び認証における役割を果たすために、この規格を使用することが可能である。

JIS Q 42001 に従ったマネジメントシステムの認証は、**JIS Q 17067**[3]、及び **JIS Q 17030**[4]（AI 製品、プロセス又はサービスに適合マークを付けることを意図している場合に適用される。）を合わせて用いることで、**JIS Q 17065**[2]に従った製品、プロセス及びサービスの適合性評価スキームに組み込むことが可能である。**JIS Q 42001** に基づく AIMS の認証文書は、二重試験を避けるために、**JIS Q 17065:2012** の **7.4.5** に従って、**JIS Q 17065** スキーム内で利用可能である。

認定機関及び同等性評価者（peer assessor）は、認証プロセスとともに、認証機関の要員の最低限の力量要求事項を評価するために、この規格を使用することが可能である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS Q 17021-1** に対する追加の要求事項について規定している。この規格に含まれる要求事